

議案第十九号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について
右の議案を提出する。

平成二十年二月十六日

提出者

杉並区長

山田

宏

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成十九年三月一日東京都知事許可）の一部を別紙のとおり変更する。

（提案理由）

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について協議するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の十一の規定に基づき、議決を経る必要がある。

別紙

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
 東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知
 事許可）の一部を次のように変更する。

附則第4項の次に次の1項を加える。

- 5 平成20年度分及び平成21年度分の第18条第1項第1号に
 規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定
 により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項 及び第2項の規定による繰入金並 びに保険料その他高齢者医療確保 法第4章の規定による徴収金（区、 市、町及び村が徴収するものに限 る。）	100パーセント

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定
 により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項 及び第2項の規定による繰入金並 びに保険料その他高齢者医療確保 法第4章の規定による徴収金（区、 市、町及び村が徴収するものに限 る。）	100パーセント

- 4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を
 求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント

とする。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

旧 規 約	新 規 約								
<p>附 則 (第1項から第4項まで省略)</p>	<p>附 則 (第1項から第4項まで現行に同じ。)</p> <p>5 平成20年度分及び平成21年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" data-bbox="1214 641 1966 928"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町、村が徴収するものに限る。)</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" data-bbox="1214 1120 1966 1359"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町、</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町、村が徴収するものに限る。)	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町、	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町、村が徴収するものに限る。)	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町、	100パーセント								

村が徴収するものに限る。)

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め

る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント

とする。